第６次
東御市役所地球温暖化防止実行計画
（東御市役所エコオフィスプラン）
【令和元～3 年度】

令和元年　７月

目　　次

１　計画の基本的事項
（１）計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（３）計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（４）対象となる温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（５）環境マネジメントシステムとの関係・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　第５次（平成 27～30 年度）の取組み実績
（１）燃料等の使用量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　計画の目標
（１）温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）取組項目毎の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）温室効果ガスの総排出量に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・６
（４）計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　目標達成に向けた取組み
（１）物品等の購入に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）物品等の使用に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　＜事務用紙類の使用量＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　＜電気の使用量＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　＜公用車の燃料使用量＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　＜灯油・重油・ガスの使用量＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　＜水道水の使用量＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）廃棄に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）施設の建築、管理等に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・１１

５　計画の推進と点検・評価
（１）推進・点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２）職員に対する働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（３）実施状況の点検の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（４）実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（５）その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

1　計画の基本的事項

（1）計画の目的

近年、暴風雨や熱波、干ばつなど地球温暖化に起因すると思われる異常気象による被害が世界中で頻発し、自然環境や人々のくらしに深刻な悪影響を及ぼしていることから、地球温暖化対策は世界共通の課題となっております。

平成 27（2015）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を 2℃未満に抑えることを目標とし、主要排出国を含むすべての国が令和 12（2030）年までの温室効果ガス削減目標を設定、5 年毎に提出・見直しを行うことが義務付けられました。日本では、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%削減（平成 17（2005）年度比 25.4%削減）するという中期目標が定められました。

また、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標（通称：SDGs）も踏まえ、日本では平成 30（2018）年 4 月に第五次環境基本計画を閣議決定し、地域循環共生圏の創造による持続可能な社会を目指しています。

このような中、国ばかりでなく市町村においても「地球温暖化問題」に積極的に取り組む必要があり、住民への普及・啓発や各種施策を推進することはもちろん、行政自らが率先して地球温暖化防止に向けて主体的に取り組んでいくことが求められております。

そこで、東御市では平成 13 年 10 月に「東御市環境マネジメントシステム（以下「環境マネジメントシステム」という。）」を構築し、環境保全活動の推進に積極的に取り組んでいます。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」（以下「法」という。）の第 21 条の 1 の規定に基づき、地方公共団体の義務として、東御市自らの事務及び事業に関し、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」として平成 16 年 6 月に「第 1 次東御市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、今回、令和元年度からの削減目標を示す「第 6 次東御市役所地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）」を策定し、地球温暖化防止に率先して取り組むものであります。

※注）【地球温暖化問題】

地球温暖化とは、人間の様々な活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが、大気中の同ガス濃度を増加させることにより、地球の平均気温を上昇させる現象であり、この結果、海水面の上昇、地球規模での気候変化、農作物への悪影響等が指摘されております。

（2）計画の期間

本計画の期間は、令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度の 3 年間とします。また、温室効果ガス総排出量の基準年度は平成 30（2018）年度とします。

なお、技術の進捗及び目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

（3）計画の範囲

本計画の対象範囲は、環境マネジメントシステムの適用範囲の施設で行う事務・事業とし、他者に委託等して行う事務及び事業（公共工事、市施設の管理運営委託等）は、本計画の範囲外としますが、本計画の趣旨にそった管理を行い、可能な限り温室効果ガス排出量の抑制に努め、地球温暖化防止に率先して取り組むものとします。

対象範囲は、本庁舎（図書館含む）、庁舎別館、子育て支援センター、勤労者会館、東部人権啓発センター、中央公民館、総合福祉センター、北御牧庁舎において行われる事務事業とし、以下の組織について適用します。

1　市長の事務部局（ただし、「クリーンセンター」・「浄化センター」・「市民病院」・「温泉診療所」・「ケアポートみまき」・「保育園」・「児童館」・「消防署」は除く。）及び会計課
2　教育委員会事務局（ただし、「体育館」・「文化会館」・「田中・滋野・祢津・和地区公民館」・「小学校・中学校」、「給食センター」は除く。）
3　議会事務局
4　監査委員事務局
5　公平委員会事務局
6　選挙管理委員会事務局
7　固定資産評価審査委員会事務局
8　農業委員会事務局
9　東御市土地開発公社

なお、図書館、東部人権啓発センター、中央公民館については、部屋の利用率の増減や気候の変動によりエネルギー使用量等の変動が予想されるとともに利用者の利便性や利用促進を考慮する必要があるため可能な範囲において、本計画に組入れます。

また、次の施設（項目）については、それぞれの理由により、本計画の対象外としますが、可能な限り温室効果ガス排出量の抑制に努めるものとします。

1）市民病院、温泉診療所、ケアポートみまき、文化会館、体育館、地区公民館
除外理由：施設の利用率の増減によりエネルギー使用量等の変動が予想されるとともに、利用者の利便性や利用促進を考慮する必要があるため。

2）小学校、中学校、保育園、児童館、給食センター
除外理由：栄養・調理面や衛生面、施設管理面等への影響が予想されることから安易に削減目標を設定できないため。

3）クリーンセンター、浄化センター
除外理由：他者に委託して行う業務のため。（ただし、クリーンセンターについては、処理量等を公表し、減量化に努める。）

4）消防署、街灯の電気使用量
除外理由：地域の安全・治安維持の面等から必要であるため。

（4）対象となる温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、法第２条第３項に規定されている次の物質をいう。

《１》二酸化炭素（CO_2）
《２》メタン（CH_4）
《３》一酸化二窒素（N_2O）
《４》ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）のうち政令で定めるもの
《５》パーフルオロカーボン（ＰＦＣ）のうち政令で定めるもの
《６》六ふっ化硫黄（SF_6）
《７》三ふっ化窒素（NF_3）

なお、メタンの排出は、家畜の反すうによるもの、一酸化二窒素の排出は、畑作の窒素飼料・家畜のふん尿によるものであり、ハイドロフルオロカーボンの排出は、カーエアコン等からの自然漏出によるものであるため、削減方法が十分に確立されていないことから、当面、対象外とする。また、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、市自らの業務からは排出が想定されないので、同じく対象外とし、当面、二酸化炭素についてのみ削減目標を設定することとします。

（5）環境マネジメントシステムとの関係

本計画の内容は、平成１３年１０月に策定した「環境マネジメントシステム」の構築目的、取組内容等と重複するため、本計画の取組み（目標管理等）は、「環境マネジメントシステム」によって進行管理を行うこととします。

2　第５次（平成 28～30 年度）の取組み実績

第５次の東御市役所地球温暖化防止実行計画での事務・事業における使用量及び二酸化炭素に換算した温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。

（1）燃料等の使用量

	項　　目	削減実績 (30／27 年度)	平成 27 年度 【基準年】	平成 28 年度 実績値	平成 29 年度 実績値	平成 30 年度 実績値
直接的取組み	電気使用量(kWh)	3.5%	1,421,837	1,486,995	1,499,970	1,471,988
	Ａ重油使用量(ﾘｯﾄﾙ)	0%	0	0	0	0
	灯油使用量(ﾘｯﾄﾙ)	▲0.2%	71,110	72,196	60,315	70,955
	都市ｶﾞｽ使用量(m^3)	▲5.5%	9,985	10,729	10,785	9,437
	ＬＰＧ使用量(m^3)	▲35.5%	121	115	132	78
	ガソリン使用量(ﾘｯﾄﾙ)	▲7.8%	32,248	31,763	30,916	29,724
間接的取組み	事務用紙使用量(千枚) (A4 換算)	▲10.9%	3,851	3,584	3,597	3,430
	水道水使用量(m^3)	▲5.2%	18,199	18,537	20,451	17,255
	廃棄物量(kg)	▲32.2%	2,199	1,981	1,529	1,490

注）自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を減じる効果のある取組みのうち、本計画の温室効果ガス排出量の算定に関係するものを「直接的取組み（電気・A 重油・灯油・ガス・ガソリン等の使用量削減の取組み）」とし、社会全体で見て温室効果ガスの総排出量を減じる効果がある取組みを「間接的取組み（事務用紙・水道水・廃棄物量削減の取組み）」として区分しています。

（２）温室効果ガスの排出状況

（単位：t-CO_2）

項目	削減実績（30-27年度）	平成27度基準値	平成30年度実績値
電　気	27.8	789.1	817.0
A重油	0.0	0.0	0.0
灯　油	△ 0.4	177.0	176.6
都市ガス	0.3	20.8	21.1
LPG	△ 0.1	0.4	0.2
ガソリン	△ 5.9	74.9	69.0
合計	21.8	1,062.142	1,083.918

注）排出量の算定方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月環境省）に基づき算定

※温室効果ガス（二酸化炭素）排出量算定方法
二酸化炭素の排出量 ＝ 使用量等（電気、燃料使用量等）× 当該項目の排出係数

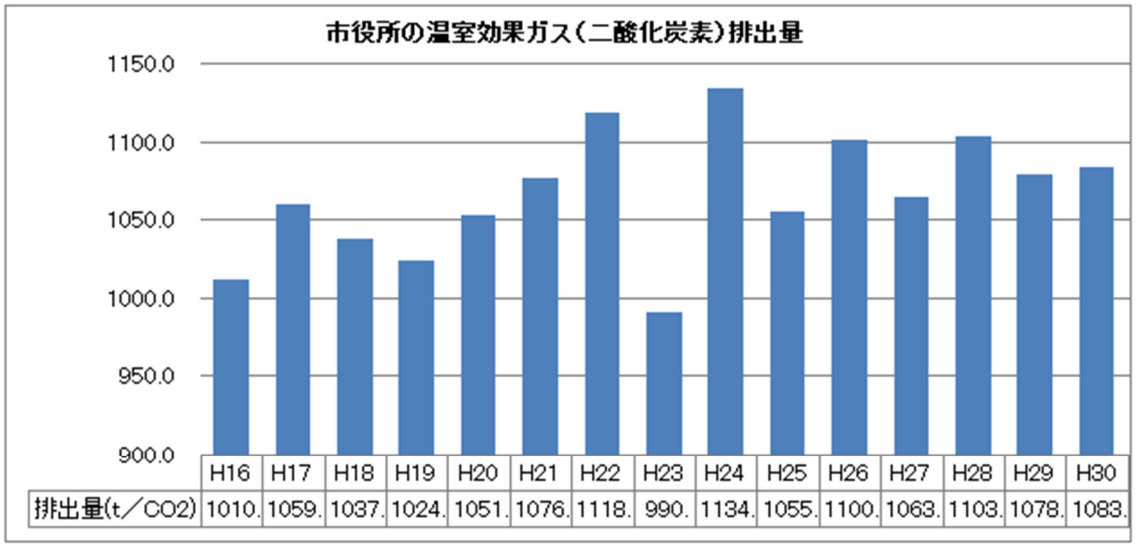

注）23 年度より開始された本庁舎等整備工事により、使用エネルギーに変更がありました。

3　計画の目標

（1）温室効果ガスの排出状況

平成 30 年度の市役所の事務・事業における二酸化炭素に換算した温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。

（平成 30 年度）

排出要因		使用量	単位発熱量	排出係数	排出量（kg－CO_2）	構成比（%）
電　気		1,471,988kwh	―	0.555	816,953	75.4
燃料の使用	A重油	0 ﾘｯﾄﾙ	39.1	0.0189	0	0.0
	灯油	70,955 ﾘｯﾄﾙ	36.7	0.0185	176,641	16.3
	都市ｶﾞｽ	9,437m^3	44.8	0.0136	21,082	1.9
	ＬＰＧ	78m^3	50.8	0.0161	233	0.0
	ガソリン	29,724 ﾘｯﾄﾙ	34.6	0.0183	69,009	6.4
温室効果ガス総排出量			1,084,328			100.00

注）排出量の算定方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月環境省）に基づき算定

※ 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量算定方法

【燃料の使用】

二酸化炭素排出量 ＝（燃料の種類ごとに）燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数 × 44／12

【供給された電気の使用】

二酸化炭素排出量 ＝ 電気使用量 × 排出係数

（2）取組項目毎の目標

本計画の推進にあたり、温室効果ガス（二酸化炭素）排出の主な要因である下記の項目について、重点的に取組みを推進することとします。

なお、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間の取組みにおける数値目標は、平成 30 年度の実績を基準に、令和 3 年度を第 6 次の目標年度として設定します。

項　　目		平成 27 年度実績値	平成 30 年度基準値	令和 3 年度目標値	第 5 次目標
直接的取組み	電気使用量(kWh)	1,421,837	1,471,988	1,112,059	環境マネジメントシステム（令和元年～3 年度）の目的、目標
	A重油使用量(ﾘｯﾄﾙ)	0	0	0	
	灯油使用量(ﾘｯﾄﾙ)	71,110	70,955	48,941	
	都市ｶﾞｽ使用量(m^3)	9,985	9,437	7,465	
	ＬＰＧ使用量(m^3)	121	78	28	
	ガソリン使用量(ﾘｯﾄﾙ)	32,248	29,724	27,924	
間接的取組み	事務用紙使用量(千枚)(A4 換算)	3,851	3,430	3,360	環境マネジメントシステム（令和元年～3 年度）の目的、目標
	水道水使用量(m^3)	18,199	17,255	14,927	
	廃棄物量(kg)	2,199	1,490	1,408	

注）自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を減じる効果のある取組みのうち、本計画の温室効果ガス排出量の算定に関係するものを「直接的取組み（電気・A 重油・

灯油・ガス・ガソリン等の使用量削減の取組み)」とし、社会全体で見て温室効果ガスの総排出量を減じる効果がある取組みを「間接的取組み（事務用紙・水道水・廃棄物量削減の取組み)」として区分しています。

（3）温室効果ガスの総排出量に関する目標

上記項目の重点的な取組みの推進等により、市の事務・事業において排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を第6次の目標年度である令和3年度までに平成30年度実績の3%以上の削減に努めます。

項目	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和3年度)	目　標	
			削減量 (H30－R3年度)	削減率 (R3／H30年度)
排出量	1,083.9 t－CO_2	820.6 t－CO_2	263.3以上 t－CO_2	3.0%以上

（4）計画の見直し

取組項目毎の目標及び温室効果ガスの総排出量に関する目標については、目標の達成状況、取組状況等を総合的に評価し、取組みの促進などについて検討を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4　目標達成に向けた取組み

目標を達成するために、物品等の購入・使用・廃棄時の環境への配慮、施設の建築、管理等における環境への配慮等、各段階それぞれにおいて、次のとおり環境に配慮した具体的な取組みを推進します。

（1）物品等の購入に関する取組み

【基本方針】

物品等の購入にあたっては、省エネ型・環境保全型の製品など環境への負荷が少ない製品やサービスの購入に努める。

【具体的な取組】

◎　グリーン購入の推進

- 物品等の購入にあたっては、「環境保全型製品（グリーン）購入のための指針【平成16年10月1日総務課財政係策定】」に基づき発注するよう努める。
- 環境ラベルの表示がある製品の購入に努める。

◎　再生紙の積極的な活用

- コピー用紙などの事務用紙類の購入にあたっては、再生紙（原則として、古紙配合率70%以上かつ白色度70%以下のもの）を購入するよう努める。
- 報告書、パンフレットなどの外注等の印刷物については、再生紙を使用するよう努める。また、原則として非塗工用紙（ノンコート用紙）を使用する。

・　印刷物に、再生紙使用マーク、古紙配合率、白色度を記載する。
・　トイレットペーパー、ティッシュペーパー、タオルペーパーなどの衛生用紙は、原則として古紙配合率 100%の製品を購入するよう努める。
・　文具類（封筒、ノート等）は、原則として再生紙（原則として、古紙配合率 70%以上 かつ白色度 70%以下のもの）の製品を購入するよう努める。
・　名刺は、原則として再生紙（原則として、古紙配合率 70%以上 かつ白色度 70%以下のもの）を使用する。

◎　低公害車・低排出ガス車・低燃費車・小型自動車の導入

・　公用車の新規導入・更新の際は、低公害車の導入に努める。
・　低公害車を導入しない場合においても、低排出ガス車・低燃費車・小型自動車など環境負荷の少ない車の導入に努める。

（2）物品等の使用に関する取組み

＜事務用紙類の使用量＞

【基本方針】

事務用紙類の合理的な使用に努め、事務用紙の使用量を平成 30 年度を基準にし、令和 3 年度までに 3,360 千枚以下に抑える。

【具体的な取組】

◎　事務用紙類の使用量の削減

・　簡易な文書等（公文書、機密文書以外）は、ミスコピーの裏紙を使用する。
・　外部への簡易な通知はハガキとし、庁舎内の通知はメール等を使用する。
・　電子メール・庁内 LAN 等の積極的な活用により、ペーパーレス化を推進する。
・　不必要な添書（送付文書いわゆる「かがみ」等）、ファックス送信表の省略に努める。
・　各種資料の共有化を図り、個人所有資料の削減に努める。
・　会議資料等は、要点をおさえて簡素化を図り使用枚数を減らす。
・　会議等でのプロジェクター等の活用に努め、配布資料を少なくする。
・　パンフレットなどの印刷物を作成する場合、必要最低限の部数の印刷に努める。
・　会議等において、できるだけ封筒の配布はしないように努める。
・　庁舎内の職員あてに封筒を使用する場合には、使用済封筒を再利用する。

◎　コピー・印刷の適正な使用の推進

・　両面印刷（輪転機、パソコンプリンター）、両面コピーの徹底に努める。
・　コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピー防止に努める。
・　ミスコピー紙は、専用の回収ボックスに収集し、再利用に努める。
・　コピー機やプリンター、ファックスの用紙トレイに、裏紙をセットした専用トレイを設ける。
・　30 枚以上のコピーは輪転機を使用する。

＜電気の使用量＞

【基本方針】

庁舎等における電気の効率的な使用に努め、電気の使用量を平成30年度を基準にし、令和3年度までに1,112,059kWh以下に抑える。

【具体的な取組】

◎　照明機器の適正な使用・管理の推進

- 晴天時の窓際、昼休み、残業時、休日、事務室内の未使用スペース等の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- 日中の廊下・階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- 会議室、応接室、更衣室、トイレ、湯沸室、ロッカー室、倉庫、食堂、喫煙場所など断続的に使用する箇所の照明は、使用後は必ず消灯する。
- 照明器具の清掃、ランプの適正な時期での交換を実施する。
- 事務室、会議室等の照明点灯箇所を点検し、点灯箇所の削減と蛍光灯本数の削減に努める。
- 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、17時15分以降の消灯に努める。
- 公民館等不特定多数の住民が利用する各施設においては、空き部屋や空き教室等の消灯を確認する。

◎　事務用機器の適正な使用・管理の推進

- 就業時間終了後や昼休みなどの長時間（1時間以上）使用しないときは、パソコンの電源を切る（ノートパソコンの場合、画面を閉じるだけで消費電力が0となる）。
- 最終退庁者は、コピー機・パソコンプリンターの電源を必ず確認し、電源を切る。
- 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電気製品の使用台数の合理化に努める。

◎　空調機器の適正な使用・管理の推進

- 冷暖房の設定温度は、冷房28℃以上、暖房20℃以下にし、扇風機を活用するなど適正な温度管理に努める。
- 冷暖房中の事務室の窓・出入口の開放や不必要な開閉の禁止に努める。
- カーテンやブラインド、断熱フィルム等を使用し、冷暖房効果を高めるよう努める。
- 空調機器の吹き出し口や窓際等の状況に応じて、席の配置の見直しを行う。
- 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを実施し、暑さ・寒さを軽減する服装の工夫に努める。

◎　その他の取組みの推進

- エレベーターの使用を抑制するため、積極的な階段の利用に努める。
- 自動販売機の設置数の見直しや省エネ型への転換を設置者に要請する。
- 春や秋の気候が穏やかな日は、できる限り自動ドアを開放にしておく。
- 電気ストーブは使用しない。
- 業務終了後は、速やかに退庁する。
- 住民等が利用する施設については、利用者への省エネの協力を呼びかけるとともに、表示等を掲示し、意識啓発に努める。

＜公用車の燃料使用量＞

【基本方針】

公用車の合理的な使用に努め、公用車の燃料使用量を平成 30 年度を基準にし、令和 3 年度までに 27,924 ﾘｯﾄﾙ以下に抑える。

【具体的な取組】

◎　公用車の使用の合理化の推進

- エコドライブ（空ぶかし・急発進・急加速の抑制やアイドリングストップ）を徹底する。
- 運転前は定期的に車両整備を励行する。（タイヤ空気圧の調整、定期的なオイル交換、不必要物品の積載抑制）
- 合理的な走行ルートの選択と経済速度（一般道：40～60km／時、高速道：80km／時）による走行に努める。
- 近距離（1 km 未満）への用務は、徒歩で移動するよう努める。
- 出張に際しては、公共交通機関の利用に努める。
- 公用車の使用実態を踏まえ、公用車の台数について見直しを行う。
- 低公害車・低排出ガス車・低燃費車・小型自動車を優先的に利用する。

＜灯油・重油・ガスの使用量＞

【基本方針】

庁舎等における灯油・ガスの効率的な使用に努め、灯油・A 重油・ガスの使用量を平成 30 年度を基準にし、令和 3 年度までに灯油 48,941 ﾘｯﾄﾙ、都市ガス 7,465 ㎥、LPG28 ㎥以下に抑える。

【具体的な取組】

◎　空調機器・暖房器具の適正な使用・管理の推進

- 冷暖房の設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下にし、適正な温度管理に努める。
- 冷暖房中の事務室の窓・出入口の開放や不必要な開閉をしないよう努める。
- カーテンやブラインド、断熱フィルム等を使用し、冷暖房効果を高めるよう努める。
- 空調機器の吹き出し口や窓際等の状況に応じて、席の配置の見直しを行う。
- 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを実施し、暑さ・寒さを軽減する服装の工夫に努める。
- 空調機器の暖房運転をしている間は、灯油ストーブを使用しないように努める。

◎　給湯・温水器の適正な使用・管理の推進

- ガスコンロを使用する際は、沸かし過ぎの防止や中火での使用に努める。
- 給湯・温水器の適正な温度管理に努める。（手洗いや食器洗い等の際は、設定温度を低くするなど状況に応じた温度管理に努める。）
- 湯沸かし器等の種火の止栓に努める。

◎　その他の取組みの推進

- 住民等が利用する施設については、利用者への省エネの協力を呼びかけるとともに、表示等を掲示し、意識啓発に努める。

＜水道水の使用量＞

【基本方針】

水道水の効果的な使用に努め、水道水の使用量を平成 30 年度を基準にし、令和 3 年度までに 14,927 ㎥以下に抑える。

【具体的な取組】

◎　水道水の適正な使用・管理の推進

- 水道を使用する際は、必要量以上の水を垂れ流しにしないよう心がけ、使用後は蛇口をしっかりと閉めるよう努める。
- トイレの音消しセンサーを利用し、水の２度流しをしないよう努める。
- 芝生や花木などの散水は効率的かつ計画的に行う。
- 公用車の洗車の際は、バケツの使用などにより節水に努める。
- 早期に漏水を発見するため、定期的な点検に努める。

（３）廃棄に関する取組み

【基本方針】

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位に沿った取組みに努め、ごみの廃棄物の量を平成 30 年度を基準にし、令和 3 年度までに 1,408kg 以下に抑える。

【具体的取組】

◎　減量化の推進

- 用紙類の使用量の削減に努める。
- 簡易包装製品の選択・購入に努める。
- 紙、弁当箱など使い捨て製品の使用抑制に努める。
- ファイリング用品（ホルダー等）の積極的な再使用に努める。
- 使用済み封筒は、連絡用等の再利用に努める。
- 割り箸、紙コップなど使い捨て製品の使用抑制に努め、昼食にはマイ箸を持参する。
- イベント等におけるごみの持ち帰りや飲食物容器の持参を促進する。
- 不要なレジ袋は断り、買い物にはマイバッグを利用する。
- 飲料水等について、容易に自動販売機を使用するのではなく、持参することをに努める。
- 飲み会等における大量の食品ロスを減らすため、最初の 30 分と最後の 10 分は自分の席で料理を楽しむ「3010 運動」に努める。

◎　資源化・リサイクル化の推進

- 分別回収ボックス等を設置し、廃棄物・資源物・資源ごみ等の分別を徹底する。

『紙類について』

- 使用済みの紙類は､ダンボール、厚紙類、雑誌類、コピー済み用紙、新聞紙、広告類、封筒、機密文書類などに分別する。
- 使用済みのダンボールは、テープ、伝票、ボクサー針などを必ず外して収集する。
- 裏紙は、裏紙印刷・メモ等に再利用するとともに、利用した後捨てる場合でも

資源ごみとして活用を図る。

・　機密文書は所定の方法で再利用を実施する。

『容器類について』

・　容器類は、中身をすすいで、「缶・ビン・ペットボトルなど」に分別し、ビンは、さらに「茶色・透明・その他の色」に分けて収集する。

・　ペットボトルの「フタとラベル」は容器包装プラスチックとして分別する。

『プラスチック類について』

・　プラスチック類は、容器包装プラスチック（有機物等の付着がないようにきれいにする)、汚れのおちない容器包装プラスチック、固いプラスチックの３つに分別する。

『その他について』

・　コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する。

（４）施設の建築、管理等に関する取組み

【基本方針】

公共施設の建築等にあたっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号)」に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、その設計・施工から管理及び解体の段階まで、環境への負荷の少ないものとなるように努める。

【具体的な取組】

◎　省エネルギー構造・設備の導入

・　省エネルギー型照明機器（人感センサー、自動照度調節、インバーター制御機器、調光装置、タイマー制御、エリアに配慮したスイッチ回路等）の導入に努める。

・　省エネルギー型空調設備（運転制御が可能な設備、ガス冷暖房システム、空調のゾーニング、深夜電力を利用した蓄熱式空調システム等）の導入に努める。

・　断熱性の向上に努める。(複層ガラス・熱反射ガラスなどの採用、外壁の断熱化等)

・　節水器具の導入に努める。(節水コマ、感知式洗浄弁、自動水栓など)

・　雨水貯留槽等による雨水利用に努める。

・　雨水の地下浸透に努める。(浸透性舗装、浸透桝など)

◎　再生可能エネルギーの活用

・　太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用に努める。

◎　環境への負荷の少ない建築材料、機器等の使用

・　再生資材の積極的な利用に努める。

・　建築副産物の発生を抑制する工法、資材等の採用に努める。

・　非フロン系の冷媒を用いた空調機器、冷凍・冷蔵庫等の導入に努める。

◎　二酸化炭素の吸収源対策の推進

・　グリーンカーテン等、敷地や屋上の緑化や緑地の確保に努める。

５　計画の推進と点検・評価

（１）推進・点検体制

本計画の推進及び点検は、全て「環境マネジメントシステム」の仕組みにより目標管理を行います。また、推進体制についても、図１に示す「環境マネジメントシステム」の組織によって計画の効果的な推進を図ります。

（２）職員に対する働きかけ

職員に対して、本計画の趣旨及び内容等に関する知識及び手順を周知・徹底するため、環境管理事務局は、「環境マネジメントシステム」に定める教育・訓練の一環として、本計画の研修会等を実施します。

また、環境に関する情報や本計画に関する取組み情報は庁内 LAN 等を通じて、必要に応じ随時職員に提供します。

（３）実施状況の点検の方法

実施状況の点検は、「環境マネジメントシステム」に定める方法により、定期的に計画の進捗状況の確認を行い、取組みの評価・検討を実施するとともに必要な見直し等を行い、継続的な改善を図ります。

（４）実施状況の公表

本計画の進捗状況については、「環境マネジメントシステム」の活動状況と併せて、広報誌やホームページ等を活用し住民等への周知に努めます。

（５）その他留意事項

全職員は、職場だけでなく地域や家庭においても、率先して本計画の取組みを行うことに心がけます。

【図１：推進体制】

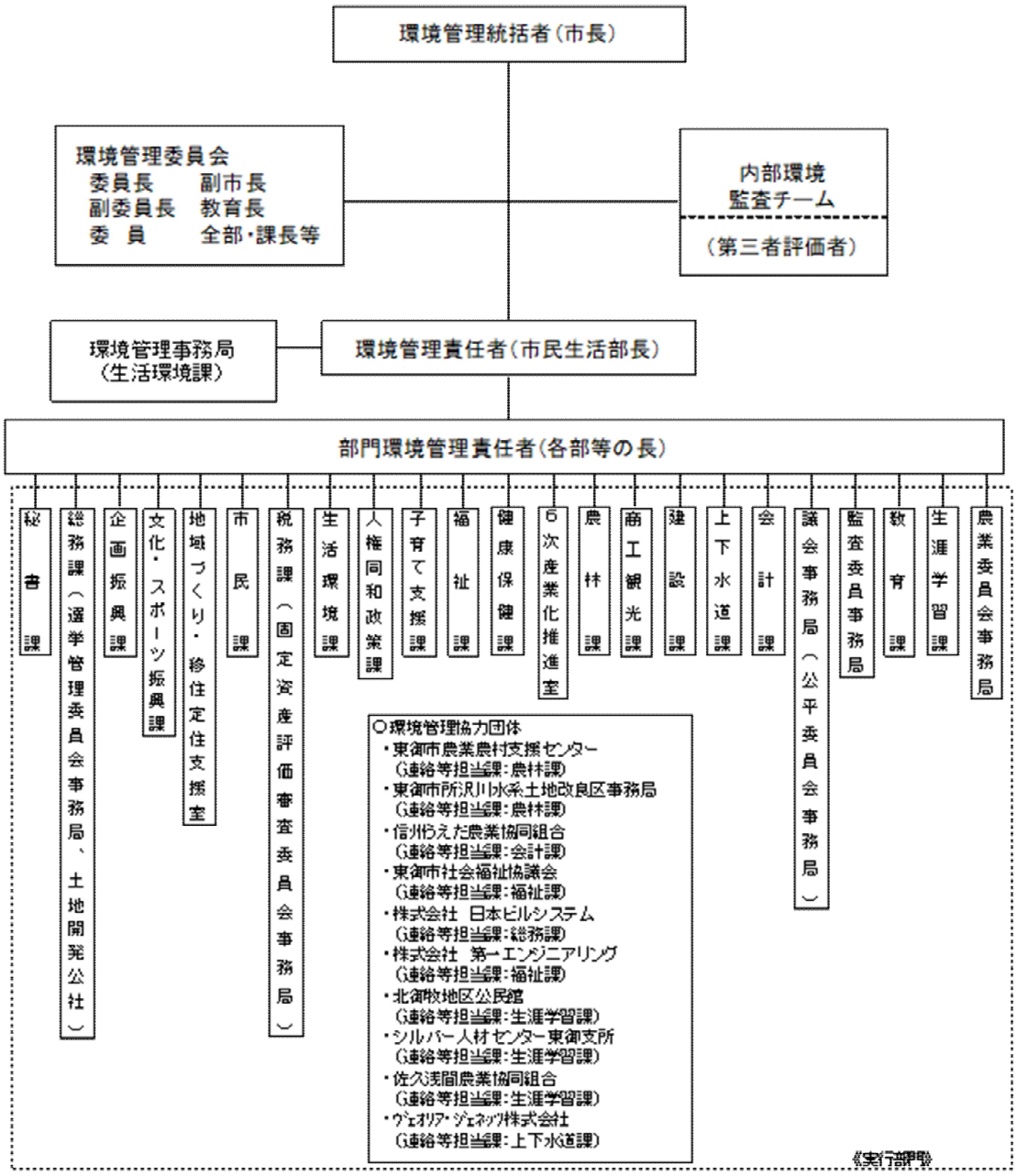
環境管理統括者（市長）
環境管理委員会
委員長　副市長
副委員長　教育長
委　員　全部・課長等
内部環境
監査チーム
（第三者評価者）
環境管理事務局
（生活環境課）
環境管理責任者（市民生活部長）
部門環境管理責任者（各部等の長）
秘書課
総務課（選挙管理委員会事務局、土地開発公社）
企画振興課
文化・スポーツ振興課
地域づくり・移住定住支援室
市民課
税務課（固定資産評価審査委員会事務局）
生活環境課
人権同和政策課
子育て支援課
福祉課
健康保健課
6次産業化推進室
農林課
商工観光課
建設課
上下水道課
会計課
議会事務局（公平委員会事務局）
監査委員事務局
教育課
生涯学習課
農業委員会事務局
○環境管理協力団体
・東御市農業農村支援センター
（連絡等担当課：農林課）
・東御市所沢川水系土地改良区事務局
（連絡等担当課：農林課）
・信州うえだ農業協同組合
（連絡等担当課：会計課）
・東御市社会福祉協議会
（連絡等担当課：福祉課）
・株式会社　日本ビルシステム
（連絡等担当課：総務課）
・株式会社　第一エンジニアリング
（連絡等担当課：福祉課）
・北御牧地区公民館
（連絡等担当課：生涯学習課）
・シルバー人材センター東御支所
（連絡等担当課：生涯学習課）
・佐久浅間農業協同組合
（連絡等担当課：生涯学習課）
・ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
（連絡等担当課：上下水道課）
《実行部隊》

地球温暖化防止